

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年8月13日

【四半期会計期間】 第12期 第1四半期(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

【会社名】 株式会社 J-オイルミルズ

【英訳名】 J-OIL MILLS, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 榎 田 純 和

【本店の所在の場所】 東京都中央区明石町8番1号 聖路加タワー

【電話番号】 (03)5148-7100

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 立 見 健 一

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区明石町8番1号 聖路加タワー

【電話番号】 (03)5148-7100

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 立 見 健 一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社 J-オイルミルズ 大阪支社
(大阪市北区中之島六丁目2番57号)
株式会社 J-オイルミルズ 名古屋支店
(名古屋市中区錦二丁目18番19号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 第1四半期 連結累計期間	第12期 第1四半期 連結累計期間	第11期
会計期間	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
売上高 (百万円)	44,096	51,361	186,870
経常利益 (百万円)	1,267	2,025	6,736
四半期(当期)純利益 (百万円)	772	1,233	4,060
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	519	1,640	5,242
純資産額 (百万円)	67,933	72,873	71,981
総資産額 (百万円)	144,907	151,901	151,627
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	4.62	7.40	24.34
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	46.9	48.0	47.5

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

(その他)

当社は、当第1四半期連結会計期間において、株式を追加取得したことにより、辻製油株式会社を持分法適用の範囲に含めております。

平成25年6月30日現在、当社グループは株式会社J-オイルミルズ(当社)、子会社10社及び関連会社6社により構成されることとなりました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、決定または締結した経営上の重要な契約等は次のとおりであります。

インドにおける合弁会社の設立

平成25年6月5日、豊田通商株式会社（以下「豊田通商社」）およびインドの大手食用油脂メーカーであるRuchi Soya Industries Limited（以下「ルチ・ソヤ社」）と共同で高付加価値植物油脂の製造・マーケティングを目的とする合弁会社を設立することで合意いたしました。当社が現在進めている第三期中期経営計画の重点施策である「海外での油脂事業展開」の一環として、植物油需要の伸長目覚しく、世界第二位の年間油脂消費量を誇るインド市場への進出を目的としております。ルチ・ソヤ社は、インド国内における食用油脂の製造・販売を手掛け、広範な販売網を持つ最大手の企業です。当社の持つ製造ノウハウを合弁会社に提供し、インドに拠点を持ち豊富な合弁経験を有する豊田通商社を含めた3社で、インドの業務用・家庭用市場に展開して参ります。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間のわが国経済は、欧州債務危機等の海外景気の下振れによる影響や、雇用・所得環境の先行き懸念等が引き続きあるものの、輸出環境の改善や経済対策等を背景に持ち直しの傾向にありました。

製油産業におきましては、主原料である大豆及び菜種の相場は、高値で推移する展開となりました。さらに、円安の進行が、原料調達コストを押し上げる要因となっております。

大豆のシカゴ相場は、米国大豆の需給逼迫・作付け遅延・作付け面積の減少懸念等の悪材料が重なって、4～6月にかけて1ブッシェル当たり14米ドルから15米ドル超へと大幅な上昇となりました。

菜種のウィニペグ相場も、4～6月上旬にかけて1トン当たり620加ドルから650加ドルへ上昇しましたが、6月末にかけては、カナダ菜種の順調な成育環境等により、1トン当たり620加ドルまで値を戻しました。

以上のような原料相場の上昇・高止まりのほか、昨年来の円安の進行も加わり、原料調達コストは大きく上昇しました。このような中、当社は、供給責任を果たすための安定した原料調達を可能にするためにも、コスト増加を含む製品価値に見合った販売価格を実現すべく、4月1日から油脂製品の価格改定を実施するなど、得意先に対し粘り強く理解を求めてまいりました。他方、オリーブオイル・ごま油等の家庭用プレミアムオイルや、バターの代替として使える風味油等の業務用高機能性油の拡販や新製品の投入、付加価値型のミール製品の生産能力を増強するなどの施策に取り組みました。また、中期経営計画の柱のひとつである成長分野への展開に関しても、6月にインドで合弁契約を締結するなど、将来に向けた取り組みを実施してまいりました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高513億61百万円（前年同四半期比16.5%増）、営業利益18億1百万円（前年同四半期比55.9%増）、経常利益20億25百万円（前年同四半期比59.7%増）、四半期純利益12億33百万円（前年同四半期比59.7%増）となりました。

なお、平成25年7月11日、当社は、段ボール用でん粉の取引に関して独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会から排除措置命令書及び課徴金納付命令書を受領しました。当社といたしましては、内容を精査し、慎重に対応を検討しているところではありますが、企業会計原則に則り当該課徴金納付命令書に記載の金額を「課徴金等」として特別損失に計上いたしました。このような事態になりましたことにつきましては、極めて厳粛に受け止め、さらに法令遵守の徹底に努めてまいります。株主の皆様、お客様をはじめ関係者の皆様には多大なご心配をおかけすることになり、深くお詫び申し上げます。

当第1四半期連結累計期間におけるセグメントの営業概況は、次のとおりであります。

（製油事業）

油脂部門においては、原料コスト増加を含む製品価値に見合った販売価格の実現に取り組みました。

家庭用油脂は、2月に発売した栄養機能食品（ビタミンE）である「AJINOMOTO 健康 調合ごま油」のテレビCMを行ったほか、メニュー提案等の商品価値向上に繋げる販売活動を展開したことにより、オリーブオイル・ごま油等のプレミアムオイルが伸長し、全体として販売数量は前年同四半期を上回りました。

業務用油脂は、“長く使える”をコンセプトにした「長調得徳」シリーズや、バターの代替として使える風味油「SavorUpバターフレーバーオイル」等の高機能性油の拡販に注力し、販売数量は堅調に推移しました。

マーガリン部門においては、家庭用マーガリンは、3月に発売した新製品「カルピスソフト」が好評を博したほか、「ラーメバターの風味」が順調に推移し、販売数量は前年実績を確保しました。業務用マーガリンは、昨年6月に発売した“自然な乳の風味”が特長の新製品「マイスターデリシア」が堅調に推移しましたが、全体として販売数量は前年同四半期をやや下回りました。

油糧部門においては、大豆原料・菜種原料の処理量増加によって大豆ミール・菜種ミールの販売数量が前年同四半期を上回り、穀物相場の上昇や円安進行に伴い販売価格も上昇し、売上高は前年同四半期を大きく上回りました。

以上の結果、当事業の売上高は474億66百万円（前年同四半期比17.6%増）、セグメント利益は24億98百万円（前年同四半期比37.1%増）となりました。

（その他）

飼料部門においては、酪農家戸数や乳牛飼養頭数が減少する依然として厳しい販売環境の中、販売数量は前年同四半期を下回りましたが、とうもろこし等の原料上昇に伴う販売価格の改定により、売上高は前年同四半期を上回りました。

スターチ部門においては、採算性の高いタピオカ加工澱粉や粒状澱粉「ネオトラスト」等の新製品に注力した販売活動を展開しましたが、販売数量は前年同四半期を大きく下回り、売上高は微減となりました。

健康食品部門においては、健康食品事業は、「豊年大豆レシチン(顆粒)」の販売が伸長するなど、売上高は前年と同程度に推移しました。ファイン事業は、ビタミンK2（MK-7）が厳しい販売環境下で苦戦した一方、トコフェロールが旺盛な需要を受け伸長し、全体として売上高は前年同四半期を上回りました。大豆蛋白を原料とするシート食品「まめのりさん」は、米国向けを中心に拡大し、売上高は前年同四半期を大きく上回りました。

化成品部門においては、円安や原油価格の上昇により石油化学系原料が値上がりする厳しい環境の中、住宅購入優遇制度等の政策により新設住宅着工戸数は堅調に推移しました。このような状況の下、主力製品の木材建材用接着剤の拡販等に努め、売上高は前年同四半期を上回りました。

以上の結果、その他の売上高は38億94百万円（前年同四半期比4.5%増）、セグメント利益は75百万円（前年同四半期比41.8%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末と比べ2億74百万円増加し、1,519億1百万円となりました。主な増加は、たな卸資産（合計）が8億87百万円、投資有価証券が11億79百万円であります。主な減少は、受取手形及び売掛金が4億46百万円、繰延税金資産（流動）が5億51百万円、有形固定資産が7億57百万円であります。

負債は、前連結会計年度末と比べ6億17百万円減少し、790億28百万円となりました。主な増加は、借入金合計が48億83百万円、流動負債その他が7億69百万円、繰延税金負債（固定）が1億89百万円あります。主な減少は、支払手形及び買掛金が39億38百万円、未払法人税等が20億12百万円、賞与引当金が5億47百万円あります。

純資産は、前連結会計年度末と比べ8億91百万円増加し、728億73百万円となり、自己資本比率は48.0%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

（財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）

当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりです。この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることにより当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されることを防止するための取組みとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本買収防衛策」といいます。）を導入しております。

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要と考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えており、当社株式の大量取得であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社の企業価値の源泉は、主として、長年に亘って安全で高品質な商品を安定的に供給してきた実績から得られたお客様の信頼と、それを裏付ける技術力にあると考えておりますが、かかる当社の企業価値の源泉に対する理解が必要不可欠です。当社株式の大量取得を行う者が、当社グループの財務および事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、それを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになりません。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2. 基本方針の実現に資する取組み

当社の企業価値の源泉は、長年に亘って安全で高品質な商品を安定的に供給してきた実績から得られたお客様の信頼と、それを裏付ける技術力にあると考えており、具体的には以下の6点を挙げる事ができます。

- (i) 安全で安心な製品に対する信頼
- (ii) 安全な製品を生み出す高度な技術力
- (iii) 安定供給による信頼
- (iv) 高付加価値・高品質の製品を生み出す研究開発力
- (v) 長年培った販売力
- (vi) 従業員

① 中期経営計画

当社は、これら当社の企業価値の源泉を今後も維持・発展させていくことが、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。また、当社の企業価値の源泉をさらに強固なものとするため、当社では、まず『ステークホルダー（取引先・社員・株主・社会）の幸せを実現する』という基本理念を策定しております。

このような基本理念の下、当社は中期経営計画を策定することにより、企業価値の発展を図っております。

平成24年3月期を初年度とする3ヶ年計画である第三期中期経営計画においては、10年後を見据えた『安定と成長 2020』を基本方針とし、成熟市場である製油・油脂事業においては、(I)価値に見合う製品価格の実現、(II)コストダウン、(III)付加価値製品の開発と上市により、収益の改善と安定を図るとともに、新規事業、海外油脂事業、食品・ファイン事業、化成品事業を新たな成長軸と位置付け果敢に挑戦してゆくこととし、この両軸をもって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

② コーポレート・ガバナンス

また当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上のための重要な仕組みとして、従来よりコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいりました。

当社は経営効率化のために執行役員制度をとり、原則として月に3回開催される経営会議における意思決定に基づき各執行役員が業務を執行しております。業務執行および意思決定のうち重要なものについては、毎月開催される取締役会に付議・報告され、その監督に服するものとしております。

監査役会は、常勤監査役2名（うち社外監査役1名）・非常勤の社外監査役1名の3名からなり、各監査役は、毎月開催される取締役会に出席して取締役の意思決定・業務執行を監視・監督しております。また、常勤監査役は経営会議にも出席し、取締役による業務執行を適法性・適正性の観点から監視・監督しております。

このように当社では、経営上の意思決定および業務執行につき、取締役会および監査役会による監視・監督により、適法かつ適正な業務執行が行われるような仕組みをとっておりますが、今後更にコーポレート・ガバナンスの充実を図り、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させていく所存であります。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

① 本買収防衛策の目的

本買収防衛策は、当社株式の大量取得行為が行われる場合の当社における手続を定め、このような大量買付に応じるか否かを株主の皆様が適切に判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様が代替案を提案するために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等との交渉の機会を確保することにあります。

これにより、当社の企業価値の源泉である、長年に亘って安全で高品質な商品を安定的に供給してきた実績から得られたお客様の信頼と、それを裏付ける技術力等が害されることを防止し、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

② 本買収防衛策の概要

本買収防衛策は、有事の際に対抗措置を発動する可能性を事前に予告する事前警告型買収防衛策です。具体的には、次のような内容を有しています。

- (i) 当社が発行者である株券等について20%以上の買付その他の取得等を行うことを希望する買付者等は、あらかじめ買付等の内容の検討に必要な情報を当社に対して提出していただきます。
- (ii) 独立委員会は、当社取締役会に対し、上記買付等の内容に対する意見や根拠資料、これに対する代替案（もしあれば）等を提出するよう求めることができます。
※独立委員会は、当社社外取締役、当社社外監査役または社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者）で、当社経営陣から独立した者のみから構成されます。
- (iii) 独立委員会は、買付者等や当社取締役会から情報を受領した後、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、買付等の内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討等を行います。
- (iv) 買付者等が、本買収防衛策の手続を遵守しない場合や当社の企業価値または株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会の判断を経た上、新株予約権の無償割当てを実施するか否かを決定します。
- (v) 上記(ii)乃至(iv)にかかわらず、当社取締役会は、(a)買付者等が本買収防衛策に定める手続を遵守しているとともに、買付等が当社の企業価値又は株主共同の利益を毀損することが明白ではない場合で、かつ、(b)新株予約権の無償割当ての実施について株主総会を開催することが実務上可能である場合には、独立委員会における手続の他、株主意思確認株主総会を招集して、当該株主総会において、新株予約権の無償割当てを実施するか否かを決定します。
- (vi) 本買収防衛策に基づく対抗措置として、新株予約権を割り当てる場合には、当該新株予約権に、買付者等およびその関係者による権利行使は認められないという行使条件、および当社が買付者等およびその関係者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されることが予定されています。
- (vii) 本買収防衛策の有効期間は、平成26年3月期に関する定時株主総会終結の時までとします。

4. 上記の取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

① 本買収防衛策が基本方針に沿うものであること

本買収防衛策は、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様にご代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

② 本買収防衛策が株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の仕事の維持を目的とするものでないこと

当社は、次の理由から、本買収防衛策は、当社株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の仕事の維持を目的とするものではないと考えております。

- (i) 経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の要件を完全に充足し、また、東京証券取引所の「有価証券上場規程」および大阪証券取引所の「企業行動規範に関する規則」に定められる買収防衛策の導入に係る尊重事項を全て充足していること。さらに、本買収防衛策は、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえていること。
- (ii) 株主意思を重視するものであること。
- (iii) 独立性の高い社外者の判断を重視し、適時適切な情報開示を定めていること。
- (iv) 合理的な客観性要件を設定していること。
- (v) 外部専門家の意見を取得することとしていること。
- (vi) 当社取締役の任期は1年であること。
- (vii) デットハンド型（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）やスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではないこと。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は3億64百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社グループを取り巻く事業環境は、原料相場が依然として高値圏で推移しており、また、為替相場の円安の進行により、製造原価を押し上げる結果となっております。

当社グループといたしましては、これらの状況を踏まえて、油脂製品およびミール製品の付加価値化や、生産の効率化等によるコスト削減を推進するとともに、製品価値に見合った販売価格の実現に向け、粘り強く得意先に対し理解を求めてまいります。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの資金調達には、自己資金のほか銀行借入や社債発行等により調達しております。

当社グループは健全な財務状態及び営業活動によるキャッシュ・フローを生み出す能力を持つことから、成長を維持するために必要な運転資金及び投融資資金を調達することが可能であると考えております。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

原料高騰は、人口増加・新興諸国の生活水準の向上など構造的な問題であり、今後もこの傾向が続くものと予想しております。また、国内においては周知のとおり人口減少・少子高齢化が確実に進行しており、国内市場の縮小は避けられません。

このような構造的な課題に対処するためには、当社が長年培った技術力を武器に、付加価値商品の開発、アライアンスも含めた海外への進出を積極的に目指してまいります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	540,000,000
計	540,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年8月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	167,542,239	167,542,239	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 1,000株
計	167,542,239	167,542,239	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年6月30日	—	167,542	—	10,000	—	32,393

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成25年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 737,000 (相互保有株式) 普通株式 18,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 165,862,000	165,862	—
単元未満株式	普通株式 925,239	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	167,542,239	—	—
総株主の議決権	—	165,862	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が11,000株(議決権11個)および豊産商事株式会社(現株式会社J-ウィズ)名義の株式(株主名簿上は同社名義となっておりますが、実質的に所有しておりません。)が1,000株(議決権1個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式163株および相互保有株式660株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社J-オイルミルズ	東京都中央区明石町8-1	737,000	—	737,000	0.44
(相互保有株式) 太田油脂株式会社	愛知県岡崎市福岡町下荒追28	18,000	—	18,000	0.01
計	—	755,000	—	755,000	0.45

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,929	6,169
受取手形及び売掛金	※1 40,643	※1 40,197
商品及び製品	14,016	15,535
原材料及び貯蔵品	20,509	19,877
繰延税金資産	1,438	887
その他	2,386	2,136
貸倒引当金	△8	△8
流動資産合計	84,915	84,795
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	12,729	12,692
機械装置及び運搬具（純額）	18,509	18,631
土地	19,743	19,743
建設仮勘定	1,473	684
その他（純額）	1,209	1,155
有形固定資産合計	53,665	52,907
無形固定資産		
投資その他の資産	456	418
投資有価証券	11,695	12,875
長期貸付金	246	243
その他	731	748
貸倒引当金	△138	△138
投資その他の資産合計	12,535	13,728
固定資産合計	66,657	67,055
繰延資産	54	50
資産合計	151,627	151,901

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	20,154	16,216
短期借入金	14,350	20,600
1年内返済予定の長期借入金	2,722	1,359
1年内償還予定の社債	5,000	5,000
未払法人税等	2,171	159
未払消費税等	33	59
賞与引当金	1,004	457
役員賞与引当金	33	9
その他	11,501	12,271
流動負債合計	56,972	56,132
固定負債		
社債	12,000	12,000
長期借入金	239	236
繰延税金負債	3,587	3,777
退職給付引当金	3,051	3,117
役員退職慰労引当金	340	339
環境対策引当金	160	160
長期預り敷金保証金	2,216	2,225
その他	1,074	1,039
固定負債合計	22,672	22,895
負債合計	79,645	79,028
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	31,633	31,633
利益剰余金	27,388	27,920
自己株式	△240	△286
株主資本合計	68,781	69,266
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,098	3,503
繰延ヘッジ損益	113	82
為替換算調整勘定	△11	21
その他の包括利益累計額合計	3,200	3,607
純資産合計	71,981	72,873
負債純資産合計	151,627	151,901

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
売上高	44,096	51,361
売上原価	37,151	43,486
売上総利益	6,944	7,874
販売費及び一般管理費	5,788	6,072
営業利益	1,155	1,801
営業外収益		
受取利息	1	1
受取配当金	135	171
持分法による投資利益	23	76
雑収入	29	42
営業外収益合計	189	291
営業外費用		
支払利息	61	45
雑支出	15	22
営業外費用合計	77	67
経常利益	1,267	2,025
特別利益		
固定資産売却益	0	4
関係会社清算益	10	—
特別利益合計	10	4
特別損失		
固定資産除却損	27	49
減損損失	0	2
リース解約損	1	4
課徴金等	—	※ 54
特別損失合計	30	110
税金等調整前四半期純利益	1,248	1,919
法人税、住民税及び事業税	100	148
法人税等調整額	375	537
法人税等合計	475	685
少数株主損益調整前四半期純利益	772	1,233
少数株主利益	—	—
四半期純利益	772	1,233

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	772	1,233
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△214	402
繰延ヘッジ損益	△58	△31
持分法適用会社に対する持分相当額	20	35
その他の包括利益合計	△252	407
四半期包括利益	519	1,640
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	519	1,640
少数株主に係る四半期包括利益	—	—

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	
(持分法適用の範囲の重要な変更)	
当第1四半期連結会計期間において、株式を追加取得したことにより、辻製油株式会社を持分法適用の範囲に含めております。	

(四半期連結貸借対照表関係)

- ※1 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当第1四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
受取手形	102百万円	129百万円

2 偶発債務

従業員の金融機関に対する借入金の保証をしております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
従業員住宅等借入金	10百万円	11百万円

- 3 当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約にもとづく当第1四半期連結会計期間の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
貸出コミットメントラインの総額	15,000百万円	15,000百万円
借入実行残高	—	—
差引額	15,000百万円	15,000百万円

(四半期連結損益計算書関係)

- ※ 課徴金等の内容は、次のとおりであります。

当第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

平成25年7月11日、当社は、段ボール用でん粉の取引に関して独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会から課徴金納付命令書を受領したことに伴い、当該命令の金額を計上しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却費は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
減価償却費	1,434百万円	1,318百万円
のれんの償却額	5 "	—

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	667	4	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	834	5	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント	その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結損益 計算書計上額 (注3)
	製油事業				
売上高					
外部顧客への売上高	40,368	3,727	44,096	—	44,096
セグメント間の内部売上高 又は振替高	62	10	73	△73	—
計	40,431	3,738	44,169	△73	44,096
セグメント利益	1,823	129	1,952	△797	1,155

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、飼料・スターチ・栄養補助食品・化成品の製造、加工、販売ならびに不動産賃貸等の各種サービス等が含まれております。
2. セグメント利益の調整額△797百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用△797百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る費用であります。
3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント	その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結損益 計算書計上額 (注3)
	製油事業				
売上高					
外部顧客への売上高	47,466	3,894	51,361	—	51,361
セグメント間の内部売上高 又は振替高	77	12	90	△90	—
計	47,544	3,907	51,451	△90	51,361
セグメント利益	2,498	75	2,574	△772	1,801

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、飼料・スターチ・栄養補助食品・化成品の製造、加工、販売ならびに不動産賃貸等の各種サービス等が含まれております。
2. セグメント利益の調整額△772百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用△772百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る費用であります。
3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	4円62銭	7円40銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	772	1,233
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	772	1,233
普通株式の期中平均株式数(株)	166,851,329	166,637,026

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 8月13日

株式会社 J-オイルミルズ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 晶 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 天野 清彦 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 J-オイルミルズの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 J-オイルミルズ及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。